

高知労働局発表
平成30年3月5日

高知労働局職業安定部職業対策課
課長 竹 埜 誠 一
課長 補 佐 森 本 拓 生
地方障害者雇用担当官 大 森 次 郎
電 話 088-885-6052

「精神障害者雇用促進キャンペーン」を実施中

～2月1日から3月31日まで～

本年4月から障害者の雇用義務の対象に精神障害者が追加されることに伴い、民間企業の法定雇用率を2.2%へ引き上げることとなっておりますが、これらの取組を更なる雇用促進と職場定着の推進に繋げていくためには、行政や地域の関係機関、民間企業をはじめ社会全体が一体となって、誰もが希望や能力、特性等を活かして活躍でき、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現を目指していくことが肝要です。

このため高知労働局（局長：園田智幸）では、改正前にあたる2月・3月を「精神障害者雇用促進キャンペーン」定め、周知啓発に取り組んでいますのでお知らせします。

【実施内容】

1 地域の経済団体等への要請

高知労働局長が県内の主要経済4団体を訪問し、精神障害者の雇用が義務化され法定雇用率が平成30年4月1日から引き上げになること等の説明を行い障害者の積極的な雇用を要請（3月7日予定）

2 事業主への周知・要請

① 県内ハローワークにおいて、事業主への周知及び検討を要請

② 労働局長による事業所訪問

精神障害者を積極的に雇用し活躍の場を提供している明星産商株式会社を訪問し、その取組内容やノウハウを確認（2月21日訪問）

3 高知労働局のホームページへの周知用リーフレット等の掲載（別添1参照）

4 障害者雇用促進セミナーの開催（別添2参照）

・日時 平成30年3月9日（金）13時30分～16時20分

・場所 ちより街テラス（3F） ちよテラホール

事業主のみなさまへ

平成30年4月1日から 障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

障害者の雇用により、以下のことが期待されます ※2頁目の事例もご参照ください。

共生社会の実現

・ 障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる「共生社会」の実現につながります。

労働力の確保

・ 障害者の「できること」に目を向け、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。

生産性の向上

・ 障害者がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。

法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者（※）に関する算定方法を、以下のように見直します。

精神障害者である短時間労働者であって、
雇入れから3年以内の方 又は
精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方
かつ、
平成35年3月31日までに、雇い入れられ、
精神障害者保健福祉手帳を取得した方

雇用率算定方法

〔対象者
1人につき〕 **0.5 → 1**

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。

▶ 精神障害者が企業で活躍している事例

事例 1

障害のある方ができない仕事はないと思っています。

＜精神障害者が従事している業務：事務＞
グループ会社の事務代行・契約書管理・印刷関係など



企業の担当者の声

採用当初は職域確保に苦労しましたが、1部門ずつ研修、説明、部門に即した業務の例示を繰り返し行った結果、障害のある方に適した業務を確保しました。

当社には多くの仕事がありますが、障害のある方ができない仕事はないと思っています。会社の工夫と本人のモチベーション次第で様々なことが実現でき、双方にメリットがあります。今では、障害のある方のためだけに新たな仕事を創る必要はないと感じています。

事例 2

障害者雇用は、
自分たちの仕事を見直すことができる良い刺激です。

＜精神障害者が従事している業務：接客＞
喫茶店のホール・厨房・レジ業務



企業の担当者の声

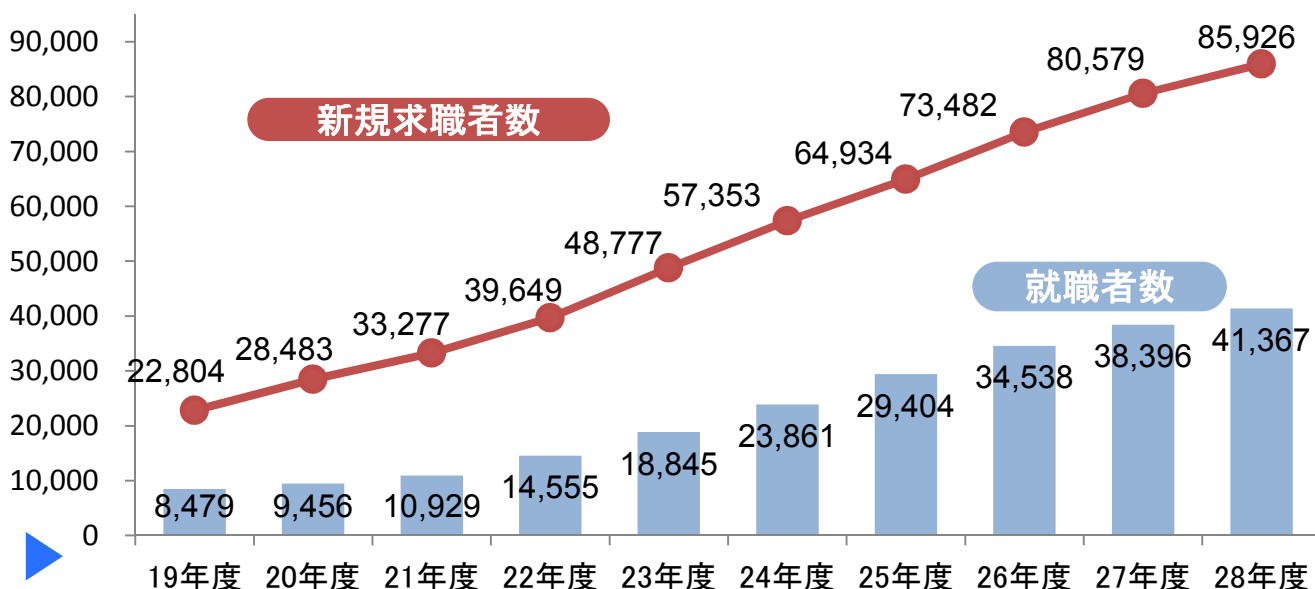
障害者雇用については、自分達の仕事を見直すことができる良い刺激になると考えています。朝の挨拶で社員それぞれの調子分かるのですが、例えば、自分の思いをあまり言葉にしない社員に対しては、様子を見て声をかけるなどの対応をしています。日常的に何でも話してもらうことが重要だと考えているので、社員同士で話し合ってもらうこともあります。

▶ 各種支援策があります！ お近くのハローワークにお問合わせください

雇用する時	<ul style="list-style-type: none">● トライアル雇用助成金 ハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用を行う事業主に対して助成金が支給されます。精神障害者の場合は、平成30年4月から試用雇用開始から3か月間は月額最大8万円、4か月目から6か月目までは月額最大4万円に拡充予定です。（現行は3か月間、月額最大4万円）● 特定求職者雇用開発助成金 ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成金が支給されます。例えば、中小企業には240万円（助成期間3年）が支給されます。
定着に向けて	<ul style="list-style-type: none">● ジョブコーチの派遣 事業主に対して、働く障害者本人が力を発揮しやすい作業の提案や、障害特性を踏まえた仕事の教え方などのアドバイスを行い、障害者の職場適応に向けた支援を行います。● 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催 企業の従業員が、精神障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを1時間程度で学ぶことができます。ハローワークから講師が事業所に出向く出前講座もあります。

▶ 精神障害者の就職は年々増加しています

精神障害者の就職件数は右肩あがりとなっており、今や、身体障害者、知的障害者よりも就職件数は多くなっています。



▶ 精神・発達障害者しごとサポーターを養成しませんか？

職場の中で、精神障害、発達障害のある方々を温かく見守り、支援する応援者である精神・発達障害者しごとサポーターを養成しませんか？

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆内 容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の（予 定）特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）等について
- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象：**企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。**

- ※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
- ※ 講座の開催日程は、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。
- ※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。



事業所への出前講座も
あります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

しごとサポーターポータルサイトを開設しました。
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧ください。

しごとサポーター 検索



▶ 参考資料 まずは精神障害者等の雇用について知りたい方へ



精神障害者雇用に関するノウハウなどをコミック形式でまとめています。



精神障害者雇用に取り組んだ事例を動画にまとめています。



発達障害者雇用に関するノウハウなどをコミック形式でまとめています。



発達障害者雇用に取り組んだ事例を動画にまとめています。

▶ 連絡先一覧

障害者雇用についてお問い合わせの際は、事業所のお近くのハローワークにご連絡ください。

	ハローワーク名	電話番号	郵便番号	住 所
1	ハローワーク高知	088-878-5320	781-8560	高知市大津乙2536-6
2	ハローワーク香美	0887-53-4171	782-0033	香美市土佐山田町旭町1-4-10
3	ハローワーク須崎	0889-42-2566	785-0012	須崎市西糺町4-3
4	ハローワーク四万十	0880-34-1155	787-0012	四万十市右山五月町3-12
5	ハローワーク安芸	0887-34-2111	784-0001	安芸市矢の丸4-4-4
6	ハローワークいの	088-893-1225	781-2120	いの町枝川1943-1
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

労働局担当課	電話番号	郵便番号	住 所
高知労働局職業対策課	088-885-6052	780-8548	高知市南金田1-39

障害者雇用促進セミナーのご案内

障害者の雇用や職場定着については、障害者特性や雇用管理、支援方法に関する知識やノウハウの不足等により、不安を感じている方も多いのではないのでしょうか。

このセミナーでは、障害に関して正しく理解いただくとともに、平成30年4月1日から引き上げになる障害者の法定雇用率について、ご説明いたします。

障害者の雇用や支援に取り組む好機となればと考えておりますので、多数の皆様のご参加をお待ちしております。

日時

平成**30**年**3**月**9**日(金) 13:30~16:20

場所

ちより街テラス ちよテラホール (3F)
高知市知寄町2丁目1-37

定員

150名 (定員になり次第締切)

参加対象者

企業等の人事担当者・従業員、就労支援機関等の担当者

申込方法等

裏面の申込書に必要事項を記入のうえ、FAXにより申込
※参加無料です

プログラム

- 1 「障害者の雇用の現状と障害者の法定雇用率の引き上げについて」
高知労働局職業対策課 地方障害者雇用担当官 大森 次郎
- 2 「高知県特別支援学校技能検定について」
高知県教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事 梅原 一道
- 3 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」
高知公共職業安定所 精神障害者雇用トータルサポーター 奥田 由美
- 4 「障害者の就労支援について」
高知障害者職業センター 主任障害者職業カウンセラー 小島 むつき

- セミナーのお申し込みは、裏面の申込書により、3月2日(金)までにFAX等でお申込みください。
(セミナーのお問い合わせ先) 高知労働局職業安定部職業対策課 〒780-8548 高知市南金田1-39
電話：088-885-6052 FAX：088-885-6064 (担当 大森)

精神障害者を積極的に雇用し、 活躍の場を提供している事業所を訪問しました！

高知労働局（局長 園田 智幸）は、平成30年2月21日「精神障害者雇用促進キャンペーン」の一環として、地域で障害者（特に精神障害者）を積極的に雇用し活躍の場を提供している事業所への職場訪問を実施しました。

今回、訪問したのは、化粧品や医薬品のOEM商品の製造販売事業等を実施されている「明星産商株式会社」さんの本社・高知工場に訪問しました。その取組内容を、ご紹介いたします。

○ 訪問企業 明星産商株式会社

・施設所在地 高知県南国市岡豊町八幡4-1-1番地1 ・従業員数 440名



【本社・高知工場】

〈明星産商株式会社概要〉

- 創業 昭和43年
- 代表者 森 彰良
- 従業員 グループ全体440名（平成29年6月現在）
- 事業内容 日本で最初にポケットティッシュをギフト・ノベルティー用商品に開発し発展し、化粧品、医薬部外品認定工場としてOEM関係のウエット商品が高く評価されている会社です。

明星産商株式会社の主な取組について

○ 精神障害者の方の採用時の取組み

- ・採用にあたっては、障害者センターやハローワークと連携して取り組んでいます。
- ・面接の際に、「必要な配慮」や「本人の希望」を予め確認しています。
⇒ 休憩時には1人で過ごしたい など。

○ 採用後の取組み

- ・本人意向に沿って、職場に障害の開示を行い、職場の理解を得るようにしています。
- ・状態が不安定な時は、勤務時間を短縮するなどの調整を行っています。
- ・採用後、障害者職業センターのジョブコーチ支援を利用して、職場定着を図っています。